

川崎市快適トイレの設置に関する試行要領（港湾工事）

（目的）

第1条 本要領は、男女ともに快適に利用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置するための必要事項を定め、建設現場を男女ともに働きやすい環境に整備すると共に、女性・若手技術者の担い手確保の一翼を担うことを目的とする。

（適用）

第2条 本要領は、川崎市港湾局が発注する港湾請負工事積算基準に係る快適トイレの設置に関する試行工事を対象とし、原則として当該対象工事全てに適用するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、適用外とすることができる。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急工事、維持工事等で実施が困難なもの）
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事
- (3) 災害復旧工事
- (4) 効果が期待できないもの
- (5) 工事準備・後片付け期間を除く純工期が1箇月未満の工事
- (6) 監督員と協議の結果、快適トイレの手配あるいは設置場所の確保等が困難であると判断された場合

（仕様）

第3条 工事現場に設置する快適トイレについては、第1号に示す仕様を満たし、第2号に示す付属品を備えるものでなければならない。また、第3号に示す仕様を満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

(1) 快適トイレに求める機能【必須】

- ア 洋式便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする。）

(2) 付属品として備えるもの【必須】

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間の含め入口が直接見えないような配置等）
- ウ サニタリーボックス（女性トイレに必ず設置）

エ 鏡及び手洗器

オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品

ア 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない。）

イ 擬音装置（機能を含む。）

ウ 着替え台

エ 臭気対策機能の多重化

オ 室内温度の調整が可能な設備

カ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（協議）

第4条 受注者は、契約後、速やかに、設置する快適トイレが前条第1号に示す仕様を満たし、同条第2号に示す付属品を備えるものであることを示す書類を添付し、設置期間、設置基数及び概算額等の詳細を記載した工事打合せ簿を監督員に提出の上、協議しなければならない。

2 受注者は、前項の協議に基づく快適トイレの内容を施工計画書に記載し、事前に監督員へ提出するとともに、承認を得なければならない。

3 受注者は、建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組として、快適トイレを導入する際は、以下の各号に配慮することとする。

(1) 原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。

(2) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(3) 設置位置

女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(4) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等、それぞれの動線を確保する。

(5) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けた際に便座が正面に見えないよう配慮し、便座に対して直角となる位置にドアを設けるなどの工夫をする。

(6) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(7) 温室

トイレ内の温室を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの工夫をする。

(8) 性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

(設置に要する費用)

第5条 快適トイレに要する費用については、当初設計には計上しないものとし、最終の契約変更確定時において、実際にかかった費用から10,000円／基・月(従来型トイレ)を除いた額である「積算上の差額」について、57,000円／基・月を上限に設計変更の対象とし、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。

2 設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつの計2基／工事(施工箇所)までを原則とするが、受発注間の協議により必要と認められる場合は、増設できるものとする。

なお、ハウス型等の場合は、入口が別になっている場合に限り、入口毎に57,000円／基・月を上限に計上できるものとする。

3 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、2基／工事(施工箇所)より多く設置する場合や、積算上限額である57,000円／基・月を超える費用については、現場環境改善費(率分)を想定しており、別途計上は行わないものとする。

ただし、海上運搬を伴う運搬・設置・撤去費用については、1回当たり当該工事で使用する作業船供用損料0.5日分の費用を、共通仮設費に積み上げ計上するものとする。なお、他の資材と混在して運搬する場合、快適トイレ個別での運搬費用は別途計上しないものとする。

(実績の確認)

第6条 受注者は、快適トイレに要した費用の明細を記載した契約書等の支出実態の分かる資料を監督員に提出し、確認を受けなければならない。

2 受注者は施工中において、使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出し、確認を受けなければならない。

(港湾請負工事積算基準以外で設計した工事に適用する要領等)

第7条 川崎市港湾局が発注する港湾請負工事積算基準以外で設計した工事は、次の号に示す要領等を適用するものとする。

(1) 川崎市快適トイレの設置に関する試行要領及び特記仕様書(川崎市建設緑政局)

(2) 建設現場に設置する「快適トイレ」に関する仕様書(川崎市まちづくり局)

(その他)

第8条 工事途中において、疑義が生じた場合には速やかに受発注者間で協議し、決定するものとする。

附則

この要領は、令和８年７月１日から施行する。

附則

この要領は、令和８年８月１日から施行する。